### 計画の位置付け

				<b>\</b>
項目	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画	
名 称	松野町障がい者計画	第7期松野町 障がい福祉計画	第3期松野町 障がい児福祉計画	
根拠法令	障害者基本法 (第 11 条第 3 項)	障害者総合支援法 (第 88 条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)	
計画内容	障がい者施策に関する 基本的な事項を定める 中長期の計画	障害福祉サービス、 地域生活支援事業の 見込み量と提供体制を 確保するための計画	児童福祉法に基づく サービスの見込み量と 提供体制を確保する ための計画	・事業、サ の見込み ・その提供 確保の方
計画期間	6年間	3年間	3年間	

- ナービス タ量
- 共体制を 方策

	平成		令和							
	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8
松野町	平成 27	 年度~彳	    和2年	隻 >		<b>令和3</b>	年度~	<u></u> 令和8≤	<b>上上</b> 年度	
障がい者計画 松野町							N			
障がい福祉計画		第5	期計画	$\overline{}$	第6期	月計画		第7	期計画	
松野町 障がい児福祉計画		第1	 朝計画 		第2	<u></u> 朝計画		第3	期計画	

#### 計画策定の趣旨・背景

国では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、 共に支えあいながら暮らすことができる<u>「共生社会」の実現</u>に向けて、障がい者福祉施策 の推進が図られてきました。

今回の計画は、国や県の動向、障がいのある人を取り巻く環境の変化に対応し、障がい者福祉施策の課題等を踏まえ、<u>「第7期松野町障がい福祉計画・第3期松野町障がい児福祉計画」を策定</u>するとともに、<u>松野町障がい者計画の時点修正を行い一体的に策定</u>するものです。

#### 障害者総合支援法やその他関連する法律の一部を改正する法律 R6年4月施行

- ・グループホーム利用者が希望する地域生活の継続・実現の推進
- ・就労アセスメントの手法を活用した支援の制度化「就労選択支援」が創設
- ・短時間労働者に対する実雇用率算定等
- ・障害者雇用調整金等の見直しと助成措置の強化
- ・医療保護入院の見直し
- ・「入院者訪問支援事業」の創設
- ・調査研究の強化
- ・難病患者・小児慢性特定疾病等に対する適切な医療の充実、療養生活支援の強化

松野町 障がい者計画 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画

#### アンケート調査

項目	内容
対象者	松野町在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方、及び障害福祉 サービスをご利用の方、難病と診断された方
調査内容	障害福祉施策について日頃感じていること、行政機関に期待されること、現状とこれから の福祉に対することなどの項目(48項目 +障がい児 8項目)
調査人数等	配布数:347件 有効回収数:176件 有効回収率:50.7%
調査手法	郵送配布、郵送回収
調査期間	令和5年7月~8月

#### ヒアリング調査

項目	内容
対象者	町内の障害福祉サービス提供事業者(2法人、5事業所)
調査内容	当事者の要望や悩み、運営上で困っていること、町及び他団体等に求める支援 等の項目 (4項目)
調査手法	事前アンケートに基づく聞き取り調査(町職員及び委託事業者(㈱ぎょうせい))
調査期間	令和5年11月

障がい者の状況

障がい者手帳所持者数の推移(単位:人)

	R元	R2	R3	R4	R5
身体障害者手帳	239	230	217	201	201
療育手帳	93	97	95	98	95
精神障害者保健福祉手帳	36	32	28	39	36
障がい者手帳所持者合計	368	359	340	338	332
人口比	9.6%	9.5%	9. 1%	9.3%	9. 2%

(各年度3月末日現在、R5は9月末日の状況)

計画策定の趣旨・背景

### SDGs(持続可能な開発目標)

2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。「誰一人取り残さない」持続可能で 多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする 17の国際目標

### SUSTAINABLE GALS



















普遍性

人間の安全保障の理念を反映し 「誰一人取り残さない」

先進国を含め、全ての国が行動













参画型

全てのステークホルダーが役割を









統合性 社会・経済・環境に統合的に取り組む

透明性

定期的にフォローアップ

SDGsを通じて、豊かで活力ある未来を創る

#### 障がい者施策の体系

基本理念

だれもが住み慣れた地域で安心

て暮らせるまちづくり

基本方針

関連するSDGsのゴール

目 標

主要施策

ı

住み慣れた地域で

安心して暮らす

3 fxtの人に 健康と福祉を —///◆







地域生活の支援

・相談支援体制の充実

・福祉サービスの充実

情報提供体制の充実

保健・医療の充実

・障がいの早期発見・早期治療と原因となる疾病の予防

・医療・リハビリテーションの充実

・精神保健福祉の充実

・難病患者等への支援の充実

2

自分らしく

生き生きと暮らす

**3** すべての人に 健康と福祉を







子どもへの支援

・妊娠期から切れ目のない支援の充実

・学校教育の充実

雇用・就労、

安定的な生活への支援

・雇用の促進

・福祉的就労の推進

・安定的な生活への支援

3

地域で

ともに支え合う

11 生み続けられる まちづくりを



人にやさしいまちづくり

差別の解消

及び

権利擁護の推進

・生活空間のバリアフリー化の推進

・移動・交通対策の充実

・防災対策の推進

防犯対策の推進

・相互理解の促進

・障がいを理由とする差別の解消の推進

・行政機関における配慮等(合理的配慮)

・障がい者(児)虐待の防止

・権利擁護の推進

#### 成果目標

	成果目標(7項目)	施策項目(13項目)	令和8年度末の目標
1. 施	設入所者の地域生活への移行	施設入所から地域生活への移行数	1人(令和4年度末時点の 施設入所者の6%以上)
2. 精	神障がいにも対応した地域包	保健、医療及び福祉関係者による 協議の場の開催	年1回
括·	ケアシステムの構築	精神障がい者の自立生活援助・自 立訓練(生活訓練)の利用者数	1人
<del></del>	域生活支援拠点等が有する機 の充実	地域生活支援拠点等の設置・コー ディネーターの配置の状況	1か所・1人配置(圏域で の設置を検討)
	祉施設から一般就労への移行	福祉施設(就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型)から一般就労への移行	3人(令和3年度実績の 1.28 倍以上)
等		就労定着支援事業の利用者数	1人(令和3年度の実績の 1.41 倍以上)

※ 令和8年度末の目標は、国の指針に基づく設定

### 成果目標

成果目標(7項目)	施策項目(13項目)	令和8年度末の目標
	児童発達支援センターの設置	1か所(圏域での設置を検 討)
5. 障がい児支援の提供体制の整備 等	重症心身障がい児を支援する児童 発達支援事業所・放課後等デイ サービス事業所の確保	各1か所(圏域での設置を 検討)
	医療的ケア児支援のためのコー ディネーターの配置	配置済み(南愛媛療育センター)
6. 相談支援体制の充実・強化等	基幹相談支援センターの設置	1か所(町単独又は圏域で の設置を検討)
7. 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	年間3人
構築	ペアレント・メンターの人数	2人
	ピアサポートの活動への参加人数	1人

※ 令和8年度末の目標は、国の指針に基づく設定

### 障害福祉サービス の 必要見込量

区分	サービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 計明が共 バラ	居宅介護(ホームヘルプ)	95時間 5人	95時間 5人	105時間 6人
1. 訪問系サービス	同行援護	10時間 1人	10時間 1人	10時間 1人
	生活介護	360日 20人	340日 19人	360日 20人
	療養介護	3人	3人	3人
	短期入所(福祉型)	45日 4人	50日 4人	60日 5人
2. 日中活動系サービス	就労選択支援	_	0日 0人	0日 0人
	就労移行支援	0日 0人	0日 0人	20日 1人
	就労継続支援A型	100日 5人	105日 5人	85日 4人
	就労継続支援B型	350日 18人	370日 19人	370日 19人
2 分民変サービス	共同生活援助 (グループホーム)	20人	20人	19人
3. 住居系サービス	施設入所支援	8人	7人	6人
	計画相談支援	11人	11人	12人
4. 相談支援サービス	地域移行支援	0人	0人	1人
	地域定着支援	0人	0人	1人

障害福祉サービス の 必要見込量

区分	サービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 計明女井 バフ	居宅介護(ホームヘルプ)	95時間 5人	95時間 5人	105時間 6人
	障害福祉サービス	ス等の負担等	国各時間 1人	10時間 1人
	生活介護	360日 20人	340日 19人	
	療養介護	3人	3人	3人
	短期入所 (*	V.		
2. 日中活動系サービス	就労選択 町 25%		0日 0人	0日 0人
	就労移4	国		
	就労継		105日 5人	85日 4人
	就労継続	50%		
	共同生活 県 25%		20人	19人
	施設入所支			
	計画相談支援	人人	11人	12人
4. 相談支援サービス	地域移行支援	0人		
	地域定着支援	0人		1人

### 障害福祉サービス の サービス提供体制の確保の方策

区分	サービス提供体制の確保の方策
1. 訪問系サービス	<ul><li>居宅介護、同行援護については継続した利用希望があることから、関係機関と連携を図り、体制の充実に努めます。</li><li>重度障がい者に対するサービス提供事業所の確保に努めます。</li></ul>
2. 日中活動系サービス	<ul><li>近隣市町と連携し、既存サービス提供基盤を引き続き確保するよう努めます。</li><li>相談支援事業所やサービス提供事業所との連携を図り、必要なサービスの利用につながるよう努めます。</li></ul>
3. 住居系サービス	<ul> <li>入所施設等から地域生活への円滑な移行を促進するため、グループホーム等の社会資源の拡充、個別の生活支援の強化に努めます。</li> <li>アンケート調査結果では、施設入所支援、共同生活援助に対するニーズが高くなっており、地域生活移行の観点からサービス増加を見越したサービス提供量を勘案するとともに、事業所等と協議、連携を図りつつサービスの提供に努めます。</li> <li>現状では介助を必要としていない方の高齢化や介助者の状況により、今後は利用の増加が見込まれるため、必要なときに必要なサービス提供が可能となるよう体制づくりに努めます。</li> </ul>
4. 相談支援サービス	<ul><li>すべての利用者に適切な利用計画が作成されるように、特定相談支援事業所の確保を図ります。</li><li>地域移行支援・地域定着支援について、相談支援の普及・啓発を図るとともに、関係機関との連携強化に努めます。</li></ul>

#### 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業は、<u>障害者総合支援法に基づき市町村が実施する事業</u>で、地域の特性に応じて、<u>既存の事業や新規事業等を効果的に組み合わせて、障がいのある人の地域生活を支援</u>します。

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 理解促進研修・啓発事業 (実施体制)	有	有	有
② 自発的活動支援事業(実施体制)	有	有	有
③ 相談支援事業(事業所数) 🔼	3箇所	3箇所	3箇所
④ 成年後見制度利用支援事業(利用者数) 🕏	0人	0人	1人
⑤ 成年後見制度法人後見支援事業(実施体制)	有	有	有
⑥ 意思疎通支援事業(手話通訳者・要約筆記者派遣事業 件数) 🚾	1件	1件	1件
⑦ 手話奉仕員養成研修事業(実施体制) 広	有	有	有
<ul><li>⑧ 日常生活用具給付等事業(介護・訓練支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具等 件数)</li></ul>	18件	19件	22件

#### 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業は、<u>障害者総合支援法に基づき市町村が実施する事業</u>で、地域の特性に応じて、<u>既存の事業や新規事業等を効果的に組み合わせて、</u>障がいのある人の地域生活 <u>を支援</u>します。

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑨ 移動支援事業(利用者数・時間)	1人 10時間	2人 20時間	2人 20時間
⑩ 地域活動支援センター機能強化事業(箇所数)	0箇所	0箇所	1箇所
① 日中一時支援事業(利用者数)	2人	3人	3人
② 自動車免許取得事業	0人	0人	1人

### 計画の策定



個別施策・事業の実施

施策・事業の見直し

計画の推進状況の確認